

青森地域広域事務組合火災予防条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 屋外催しに係る防火管理 (第79条・第80条)</p> <p><u>第7章の2 防火対象物の消防用設備等の状況の公表</u> (第80条の2)</p> <p>第8章～附則 (略)</p> <p>第1条～第62条 (略)</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の附加 (消火器具に関する基準)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 前項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。<u>以下「消防法施行規則」という。</u>)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第65条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 屋外催しに係る防火管理 (第79条・第80条)</p> <hr/> <p>第8章～附則 (略)</p> <p>第1条～第62条 (略)</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の附加 (消火器具に関する基準)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 前項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。<u>以下「規則」という。</u>)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第65条 (略)</p>

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに消防法施行規則第23条から第24条の2までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

第66条～第72条 (略)

(個室型店舗の避難管理)

第73条 カラオケボックス、インターネットカフェ(消防法施行規則第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、漫画喫茶(同項第1号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、テレフォンクラブ(同項第2号に規定する店舗をいう。)、個室ビデオ(同項第3号に規定する店舗をいう。)その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、避難通路の通行を妨げないようにするため、避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸(外開きに限る。)を開放した場合において自動的に閉鎖するものとするにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放しても避難通路の幅員

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに\_\_\_\_\_ 規則第23条から第24条の2までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

第66条～第72条 (略)

(個室型店舗の避難管理)

第73条 カラオケボックス、インターネットカフェ(\_\_\_\_\_規則第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、漫画喫茶(同項第1号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、テレフォンクラブ(同項第2号に規定する店舗をいう。)、個室ビデオ(同項第3号に規定する店舗をいう。)その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、避難通路の通行を妨げないようにするため、避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸(外開きに限る。)を開放した場合において自動的に閉鎖するものとするにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放しても避難通路の幅員

を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第74条～第80条 (略)

第7章の2 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第80条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

第8章 雑則

(防火対象物の使用の開始又は廃止等の届出)

第81条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。以下同じ。)の使用の開始又は廃止等について、次の各号に掲げる者は、あらかじめ

を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第74条～第80条 (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第8章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第81条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その

め、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の全部又は一部の使用を開始（休止した防火対象物の全部又は一部を再開しようとする場合を含む。）又は変更しようとする者

(2) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の全部又は一部を廃止又は休止しようとする者のうち、消防長が必要であると認めるもの

第 82 条～第 89 条 （略）

旨を消防長に届け出なければならない。

第 82 条～第 89 条 （略）